

平成 2 2 年第 2 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 2 年 6 月 7 日（月曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 2 2 年 6 月 7 日（月）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 3 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 4 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 5 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について
- 日程第 6 議案第 3 7 号 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 8 号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3 9 号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 0 号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 尾鷲市死亡獣畜焼却場使用条例の廃止について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 1 3 報告第 8 号 財団法人尾鷲市開発公社の平成 2 1 年度決算及び平成 2 2 年度事業計画等について
- 日程第 1 4 報告第 9 号 財団法人尾鷲文化振興会の平成 2 1 年度決算及び平成 2 2 年度事業計画等について
（報告、質疑）

出席議員（15名）

1番	北村道生	議員	2番	内山	議員
3番	端無徹也	議員	4番	田中勲	議員
5番	三林輝匡	議員	6番	神保美也	議員
7番	南靖久	議員	8番	三鬼和昭	議員
9番	與谷公孝	議員	10番	大川真清	議員
11番	濱中佳芳子	議員	12番	三鬼孝之	議員
13番	高村泰徳	議員	15番	中垣克朗	議員
16番	真井紀夫	議員			

欠席議員（1名）

14番 濱口文生 議員

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	横 田 浩 一 君
会計管理者兼出納室長	宮 本 忠 明 君
市長公室長	仲 明 君
市長公室参事	川 口 拓 也 君
総務課長	三 木 正 尚 君
防災危機管理室長	川 口 明 則 君
税務課長	吉 澤 壽 朗 君
福祉保健課長	大 倉 良 繁 君
環境課長	野 田 耕 史 君
市民サービス課長	南 進 君
建設課長補佐	内 山 康 樹 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	小 倉 宏 之 君
水産農林課参事	上 田 敏 博 君
水道部長	佐々木 進 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乘 正 君
尾鷲総合病院総務課長	中 森 將 人 君

尾鷲総合病院医事課長	世	古	讓	治	君
教 育 委 員 長	平	山		豊	君
教 育 長	畑	中	伸	稔	君
教育委員会教育総務課長	大	川	一	文	君
教育委員会生涯学習課長	川	端	直	之	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監査委員事務局長	濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
議 事 ・ 調 査 係 長	竹	平	専	作
議 事 ・ 調 査 係 主 査	岩	本		功

〔開議 午前10時00分〕

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、14番、濱口議員は所用のため欠席でございます。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略させていただきます。

次に、去る4月22日、沼津市において開催されました東海市議会議長会定期総会並びに5月26日、東京都において開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続の表彰が行われ、議長、副議長職4年以上の表彰を三鬼和昭議員が受賞されました。また、議員勤続では35年以上の特別表彰を濱口文生議員、15年以上の一般表彰を三鬼和昭議員と10年以上の一般表彰を神保美也議員が受賞されましたので、ここに謹んでご報告申し上げます。

それでは、ただいまより表彰状の伝達を行います。

事務局長（山本和夫君） それでは、最初に、議長、副議長職4年以上の表彰をお願いいたします。三鬼和昭議員、お願いいたします。

〔8番（三鬼和昭議員）登壇〕

議長（南靖久議員） 表彰状、尾鷲市、三鬼和昭様。

あなたは市議会正副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

平成22年4月22日

東海市議会議長会会長 沼津市議会議長 山崎篤

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

議長（南靖久議員） 表彰状、尾鷲市、三鬼和昭殿。

あなたは市議会正副議長として4年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本幸正

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

事務局長（山本和夫君） それでは、引き続きまして、議員勤続表彰をお願いいたします。

最初に、三鬼和昭議員の表彰を行います。

議長（南靖久議員） 表彰状、尾鷲市、三鬼和昭様。

あなたは市議会議員の要職にあること15年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

平成22年4月22日

東海市議会議長会会長

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

議長（南靖久議員） 表彰状、尾鷲市、三鬼和昭殿。

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

事務局長（山本和夫君） 続きまして、神保美也議員のご登壇をお願いいたします。

〔6番（神保美也議員）登壇〕

議長（南靖久議員） 表彰状、尾鷲市、神保美也様。

あなたは市議会議員の要職にあること15年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本会表彰規定により、これを表彰いたします。

平成22年4月22日

東海市議会議長会会長 沼津市議会議長 山崎篤

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

議長（南靖久議員） 表彰状、尾鷲市、神保美也殿。

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しい

ものがありますので、第86回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成22年5月26日

全国市議会議長会会長 五本幸正

〔表彰状授与〕

〔拍手〕

議長（南靖久議員） 以上で表彰状の伝達を終わります。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番、田中勲議員、5番、三林輝匡議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第33号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から、日程第12、議案第43号「尾鷲市死亡獣畜焼却場使用条例の廃止について」までの11議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました11議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 初めに、東海市議会議長会定期総会並びに全国市議会議長会定期総会において、三鬼和昭議員におかれましては、議長、副議長4年以上の永年勤続表彰及び15年以上の議員勤続表彰を、濱口文生議員におかれましては、35年以上の議員勤続表彰を、神保美也議員におかれましては、10年以上の議員勤続表彰を受けられました。このことは本市にとって大変名誉なことであり、また、本市の市政運営に多大なご尽力を賜り、敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、今後とも市政運営に一層のご支援をお願い申し上げます。

さて、新しい議会体制も整いまして、いよいよこれから新たなスタートをされるわけですが、市政発展のため、議員の皆様方のご活躍を心からご期待を申し上げますとともに、今後とも市政運営に格別のご協力を賜りますようお願い

いを申し上げる次第でございます。

なお、今回任期を終えられました前議長の三鬼和昭議員を始め、前副議長の中垣克朗議員、そして前監査委員の内山 議員には、格別のご厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

まず、商工振興事業についてであります。

平成21年度から開始いたしました尾鷲まるごとヤーヤ便につきましては、昨年度、575名の皆様に年4回、延べ2,300箱余りをお届けいたしました。本年度は、4月下旬から新しいカタログを配布するとともに、申し込みの受け付けを開始しております。新鮮なお刺身やなべものセット、あぶりや干物などの水産物から漬物、地元銘菓まで、尾鷲を丸ごと味わっていただける内容となっております。また、昨年ご好評をいただいた地域情報通信「尾鷲がんばりよる新聞」も各便に同封してお届けいたします。6月21日の締め切りに向けて、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会と連携してPRに努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、集客交流についてであります。

高速道路の開通を控え、熊野古道プラスアルファの地域の魅力づくりを進める中で、熊野古道や夢古道おわせなどへの来訪者を本市の商業スペースでもあるまちなかへお招きし、消費や経済活動に結びつけていくための一つ的手段として食による魅力づくりを進めておりますが、尾鷲よいとこ集客交流事業では、先日、東京から料理研究家にお越しいただき、鯛カレーの料理教室を通して養殖真鯛やあぶりなど、本市の魅力ある食についてのご提案をいただいたところであります。今後は、こういったご提案も参考とさせていただきながら、魅力ある魚のまちを構築するツールの一つとして、尾鷲観光物産協会や関係機関、地域の皆様方とともに食の開発などを協議してまいります。

次に、8月7日に開催を予定しておりますおわせ港まつりは、今年で第60回を迎え、例年多くの市民の皆様や帰省客等を中心に花火大会などのアトラクションを楽しんでいただいております。尾鷲観光物産協会と先日発足した市民参加型の実行委員会におきまして、さまざまな市民団体の参加のもと、事業内容等について企画検討が進められております。今後、市民の皆様方にも「わがらのまちの花火！！わがらで上げよう！！」をキャッチコピーに、イベント企画や清掃ボランティアへの参加、また協賛金のお願いなど、市民の皆様と一体となったイベントとして盛り上げてまいりたいと考えておりますので、この趣旨を

ご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、子ども手当給付事業についてであります。

子ども手当は、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童を対象に1人につき月額1万3,000円を支給するものであります。本市におきましても、事務処理規則を定めるとともに申請の受け付けを始めたところであり、第1回目の6月支給に向け鋭意努力をしているところです。本市における支給対象者は、3歳未満が353人、3歳以上小学校6年生が1,203人、中学生489人を合わせて2,045人を見込んでおります。このうち、児童手当を受給していた方は、新たな申請手続は必要ありませんが、児童手当の給付において所得制限により支給されていなかった方、及び中学2年生、3年生の子供がいる方は新たな手続が必要となります。この手続が必要な方につきましては540人程度を見込んでおり、広報紙、ホームページ等で周知を図り、特に中学生については、学校を通じ、一人一人に案内文書を渡すなど周知を行ってまいりました。なお、まだ申請されていない方もみえることから、さらなる周知を図ってまいります。

次に、地域医療についてであります。

尾鷲総合病院を取り巻く環境は一層厳しくなっており、県下の病院の状況を見ましても医師確保や病院運営などに苦慮している様子がひしひしと伝わってきます。このような中で、尾鷲総合病院におきましても、市民の皆様と市がともに知恵を出し、一緒になって支えていくことが重要であり、現在、病院改革に鋭意取り組んでいるところです。まず、病院内の整備につきましては、高齢の方などの転倒を防止するために、本病院の外来棟1階、2階、トイレの出入り口の段差をスロープに改修いたしました。また、外来棟2階、総合待合コーナーにつきましても、患者数の推移を確認の上で、いすの配置数を減らし、車いすの移動に支障を来さないよう、患者に優しく安心して安全に医療を受けていただける環境整備を進めております。さらに本年4月の診療報酬改正への対応や、患者が自分の受けた医療のことや家族の転院等の相談ができるスペースを新たに設置し、医療相談コーナーとして活用していただいております。また、6月からは、医師補助者を増員し、医師が患者に関する診断書の作成の事務処理や外来カルテへの病名表記、診断日記についての未記載部分の代行筆記等で、医師の多忙さを少しでも軽減できるよう改善を図っているところです。

病院外の取り組みにつきましては、本病院が紀北地域の医療拠点であるとともに

に、地域に愛される病院を目指し、市民の皆様のご理解とご協力をいただくために、6月下旬から市内各地域で出前講座を開催いたします。一方、4月と5月に本病院の看護師養成に3件、203万円の寄附をいただき、感謝をいたしております。今後も市民の皆様方から本病院への思いが込められた寄附がありましたら、これを病院運営に活用させていただき、市民の皆様と一緒に支えていく尾鷲総合病院として運営してまいります。

次に、防災対策についてであります。

本市においては、東海地震、東南海・南海地震の脅威はもとより、台風常襲地域であり、また、昨年の年間降雨量が3,793ミリと全国一を記録するなど、風水害対策、特に土砂災害に対する防災対策が喫緊の課題となっております。昨日、国土交通省が三重県下で唯一本市において土砂災害全国統一防災訓練を、古江地区を主会場として、地区住民の皆様を始め尾鷲海上保安部、陸上自衛隊、災害救助犬ネットワークなど14防災関係機関の参加を得て実施いたしました。この訓練では、地域の一人一人が防災要員との位置づけのもと、情報伝達手段の確認、土砂災害警戒情報を活用した避難勧告の発令、住民の避難訓練、安否確認及び救出活動などを行いました。この訓練を通じて防災体制の検証を行い、今年度、モデル地区として予定しております住民主導による災害時要援護者避難支援体制の構築に反映していきます。

また、去る5月21日、株式会社フジトランスコーポレーションと災害時における緊急輸送に関する協定を締結しました。この株式会社フジトランスコーポレーションのバージ船にもご協力いただき、大規模災害時には幹線道路が寸断され、同地区が孤立したとの想定のもとでの船舶を活用した海上からの物資・資機材・支援車両及び人員などの緊急輸送訓練も実施いたしました。地区住民の方々には多くの参加をいただき、また、他の地域の方々には訓練の見学を通して防災・減災への理解を一層深めていただくことができました。

次に、防災コーディネーターの育成についてであります。

防災コーディネーターは、平常時は自主的に地域や企業等において地域防災力の向上のための役割を担うとともに、県や市等の要請により防災訓練や啓発事業等の支援を行い、災害時には公的な組織等と協働して復旧・復興活動を支援する役割を担っており、その育成講座が実施されます。この講座を主催する三重県三重大学では、東紀州地域を今後の人材育成の重点地域としてとらえ、今まで津会場で開催されていた講座を本市においても開催していただけることになりました。

自主防災会や企業などを中心に多くの方々の参加をお願いし、地域の人材育成、防災力の向上に努めてまいります。

それでは、今回提案しております議案第33号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から、議案第36号「平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案についてご説明いたします。

今回の補正予算は、子ども手当関連と前年度で債務負担行為をお願いしました事項の入札結果によるものが主なものであります。

それでは、お手元に配付の一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億6,310万5,000円、国民健康保険事業会計で48万5,000円、病院事業会計で715万8,000円、水道事業会計で30万7,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を177億8,689万8,000円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをごらんください。

歳入の概要につきましては、13款国庫支出金は、1億5,921万6,000円の増額です。これは、児童手当負担金4,563万9,000円の減額と子ども手当負担金2億925万6,000円の追加並びに女性特有のがん検診推進事業補助金を県支出金へ組みかえることによる440万1,000円の減額によるものであります。

14款県支出金は、343万9,000円の増額です。これも、児童手当負担金2,755万6,000円の減額と子ども手当負担金2,829万6,000円の増額並びに女性特有のがん検診推進事業が国庫支出金から県支出金の組みかえと、その補助率が本年度から2分の1に変更になったことによる220万円の増額が主なものであります。

16款寄附金は、一般寄附金として45万円の増額であります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて次のページでご説明いたします。

4 ページをごらんください。

まず、各款共通事項として、職員手当等でございます。本年度から子ども手当の支給が開始されることに伴い、児童手当を558万円減額し、子ども手当を1,346万8,000円追加するものであります。

次に、総務費ですが、一般管理費で公用車集中管理等業務委託料98万2,000円の減額並びに市庁舎等清掃業務委託料34万8,000円の減額は、入札結果に伴うものでございます。財産管理費は、基金積立金の財政調整基金積立金に1,394万9,000円を追加するものであります。企画費は、総合計画策定委託料233万円の減額、これは入札の結果によるものであります。

民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計繰入金として48万5,000円の増額、児童措置費で、児童手当で1億75万円を減額し、子ども手当で2億6,585万円を追加するものであります。

衛生費では、塵芥収集費で、可燃ごみ収集運搬業務委託料995万3,000円の減額、並びに、し尿処理費でクリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料1,527万9,000円の減額は、入札結果によるものであります。

次に、農林水産業費では、漁港管理費で、古江漁港灯台の移設に伴う防波堤の強度調査の設計業務委託料200万円の追加であります。

土木費では、街路事業費で、都市計画道路の見直しに伴う都市計画図面を作成するための委託料248万円の追加であります。

5 ページをごらんください。

教育費でございます。

事務局費で、入札結果による市庁舎別館清掃業務委託料3万9,000円の減額、県からの受託事業として、学校での効果的な指導や評価のあり方等についての研究事業として、学力アドバンス事業13万1,000円、幼稚園、保育園、小学校、中学校で子どもたちの豊かな育ちを支援する交流や連携のあり方を研究する事業として、幼保小中育ちのリレー事業30万円を追加するものであります。

公民館費は、中央公民館清掃業務委託料16万2,000円の減額、体育館管理費の体育文化会館清掃業務委託料4万1,000円の減額は、それぞれ入札結果によるものでございます。

6 ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、48万5,000円を追加し、歳入歳出総額を28億990万3,000円とするものです。歳入では、繰入金で一般会計が

ら 48万5,000円を繰り入れするものであります。歳出では、総務費で子ども手当等の追加による48万5,000円を増額するものであります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

7ページをごらんください。

病院事業会計であります。

まず、収益的収入及び支出であります。

支出で、子ども手当の追加などによる医業費用732万円の増額と、医業外費用で前年度借入れの企業債利息の確定により16万2,000円を減額するものであります。資本的収入及び支出では、収入で寄附金202万9,000円を増額するものであります。

8ページをごらんください。

水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出であります。支出で、子ども手当の追加などによる営業費用30万7,000円を増額するものであります。

以上をもちまして、議案第33号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)」などの4議案の説明とさせていただきます。

次に、条例案についてご説明いたします。

議案第37号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定について」につきましても、過疎地域自立促進特別措置法の延長と、指定要件が拡充されたことにより、本市が本年4月1日に過疎地域指定を受けたことに伴い、製造の事業、ソフトウェア事業、ソフトウェア業、もしくは旅館業の用に供する設備を新設し、または増設したものについて、固定資産税の特例を定めるものであります。過疎地域指定により租税特別措置法の適用を受ける設備は、取得価格が2,700万円を超えるもので、課税免除の期間は新たに固定資産税が課されることになった年度から3カ年度であります。

次に、議案第38号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び議案第39号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましても、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴う一部改正であります。

次に、議案第40号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について」につきましては、非常勤の委員等が本会議や委員会に出席したとき、もしくはそれぞれの委員会の開催が午前から午後にまたがる場合の費用弁償日額 1,000 円の支給を廃止する一部改正であります。

次に、議案第 41 号「尾鷲市職員退職手当条例の一部改正について」につきましては、雇用保険法等の一部が改正されたことに伴う一部改正であります。

次に、議案第 42 号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定に伴う一部改正であります。

次に、議案第 43 号「尾鷲市死亡獣畜焼却場使用条例の廃止について」につきましては、本市の焼却炉は、犬、猫等の小動物の焼却のみであり、条例の対象となる牛、馬などの大型動物の焼却は行っていないことから、本条例を廃止しようとするものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第 13、報告第 8 号「財団法人尾鷲市開発公社の平成 21 年度決算及び平成 22 年度事業計画等について」及び日程第 14、報告第 9 号「財団法人尾鷲文化振興会の平成 21 年度決算及び平成 22 年度事業計画等について」の報告 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告 2 件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。
市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告第 8 号「財団法人尾鷲市開発公社の平成 21 年度決算及び平成 22 年度事業計画等について」、報告第 9 号「財団法人尾鷲文化振興会の平成 21 年度決算及び平成 22 年度事業計画等について」につきましては、副市長と生涯学習課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 副市長。

〔副市長（横田浩一君）登壇〕

副市長（横田浩一君） それでは、報告第 8 号「財団法人尾鷲市開発公社の平成 21 年度決算及び平成 22 年度事業計画等について」ご説明いたします。

この報告は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するもので

あります。

最初に、平成21年度事業報告書及び決算についてご説明いたします。

平成21年度事業報告及び決算書の1ページをごらんください。

事業報告であります。1、用地取得事業、2、用地売却事業はございません。3、その他の(1)用地管理、(2)庶務事項につきましては記載のとおりであります。

次に、決算についてご説明いたします。

2ページをごらんください。

正味財産増減計算書であります。経常増減の部の基本財産運用益から雑収益までの経常収益は461万7,414円で、内訳といたしまして、基本財産運用益の基本財産受取利息2万2,803円は、基本財産である引当預金及び定期預金利息であります。基本財産受取配当金1,100円は、投資有価証券の配当金であります。受取補助金の受取尾鷲市補助金378万2,999円は、尾鷲市駅前広場用地等を先行取得している借入金の利息であります。土地使用料収入81万220円は、瀬木山用地の一部土地貸付収入12万円と、電柱等への土地貸付収入3,600円に加え、昨年5月より駐車場用地として貸しつけております中央用地の68万6,620円であります。雑収益は普通預金利息の292円あります。

次に、経常費用でございます。管理費の役員報酬支出から雑費までの経常費用は432万2,250円で、内訳は、役員報酬支出が3万9,600円、建物減価償却費34万2,000円は本庁舎南側別館の減価償却であります。租税公課2万円は法人県民税、支払負担金13万2,000円は公益法人協会会費、支払利息378万2,999円につきましては、長期借入金の支払利息でございます。雑費5,651円は、印鑑証明書発行手数料及び残高証明書発行手数料等あります。

経常収益合計461万7,414円から経常費用合計432万2,250円を差し引いた額29万5,164円が当期経常増減額であります。

次に、経常外増減の部でございますが、ごらんのように収益、費用ともございませんでした。したがって、当期一般正味財産増減額は29万5,164円となり、期首残高342万3,927円に当期の増減額を加えた額が一般正味財産期末残高の371万9,099円あります。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。

1、流動資産といたしまして、普通預金が364万6,491円、2、固定資産は、基本財産として建物から定期預金までの1,948万5,000円と、その他固定資産の土地3億7,058万7,600円を合計した3億9,371万9,091円となり、資産合計は3億9,371万9,091円であります。

次に、負債の部であります。

負債合計は、固定負債の長期借入金が3億9,000万円で、資産合計3億9,371万9,091円から負債合計3億9,000万円を差し引いた額371万9,091円が正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計額が一致するものであります。

次に、4ページの財務諸表に対する注記でございますが、重要な会計方針、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高等を記載させております。

次に、5ページの財産目録をごらんください。

先ほどご説明いたしました貸借対照表の詳細であります。流動資産の現金預金は、普通預金として百五銀行から東海労働金庫までの金融機関に合計で364万6,491円を預け入れしております。

事業資産の土地につきましては、開発公社が所有しております3カ所の台帳価格3億7,058万7,600円であります。

次に、固定資産の基本財産であります。建物で997万6,480円と、減価償却引当預金902万3,520円、投資有価証券が紀北信用金庫に1万円、伊勢農業協同組合に3万5,000円、定期預金が百五銀行に44万円で、資産合計が3億9,371万9,091円であります。

また、負債の部では、固定負債といたしまして紀北信用金庫に3億9,000万円の長期借入金があり、資産合計3億9,371万9,091円から負債合計3億9,000万円を差し引いた正味財産は371万9,091円となり、貸借対照表と同額となります。

次に、6ページをごらんください。

当社が所有する期首の土地3カ所の用地につきまして、当期の増加・減少がなかったため期首と同額であります。したがって、地積は5,686.67平米、価格で3億7,058万7,600円であります。

次のページは、幹事による監査報告であります。

続きまして、平成22年度事業計画及び予算案についてご説明いたします。

1ページの事業計画書をごらんください。

1、用地取得計画及び2、用地売却計画はございませんが、引き続き用地の有効利活用を検討してまいります。通常の業務といたしましては、3、その他の(1)用地管理と(2)庶務事項等であります。

次に、2ページの正味財産増減計算書をごらんください。

記載のうち、本年度予算額の説明をいたします。

經常増減の部といたしまして、基本財産運用益から雑収益までの經常収益は469万990円で、主なものといたしましては、受取補助金等の379万6,000円で、尾鷲市からの補助金でございます。使用料収入、土地使用料収入87万990円は、公社所有地貸付収入であります。

次に、經常費用は、役員報酬から雑費までの管理費453万円で、内訳といたしましては、役員報酬支出が4万円、建物減価償却費34万2,000円、租税公課2万円、支払負担金13万2,000円は公益法人協会費等の負担金、支払利息379万6,000円は、長期借入金の利息であります。雑費は20万円あります。

經常外増減の部は、本年度収支がございません。したがって、經常収益から經常費用を差し引いた額16万990円が当期一般正味財産増減額となり、これに一般正味財産期首残高371万9,091円を加えた388万81円が一般正味財産期末残高となります。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。

1、流動資産では、現金預金といたしまして、普通預金が380万7,481円、2、固定資産は、(1)基本財産として、建物から定期預金までの1,948万5,000円と、(2)その他固定資産の土地が3億7,058万7,600円で、資産合計は3億9,388万81円となります。

次に、負債の部であります。

負債合計は、1、固定負債の長期借入金3億9,000万円あります。正味財産は、資産合計から負債合計を差し引いた額388万81円で、下段の負債及び正味財産合計は資産合計と一致いたしております。

次に、4ページの財務諸表に対する注記であります。記載のとおりであります。

続きまして、5ページの事業用土地の内訳書であります。ごらんのとおり中

央町用地ほか2カ所でございます。

以上をもちまして、報告第8号「財団法人尾鷲市開発公社の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等について」のご説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（川端直之君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（川端直之君） それでは、報告第9号「財団法人尾鷲文化振興会の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等について」ご説明いたします。

平成21年度事業報告及び決算書の1ページをごらんください。

財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、ごらんのとおりであります。

次に、2ページ、3ページをごらんください。

事業報告であります。

理事会は3回開催しております。自主事業の実施に当たっては、運営委員会で検討を行っており、21年度は5回開催しております。

次に、4ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。

まず、施設別利用状況でございますが、下段の表に記載のとおり、来館者数は合計3万5,396人で、昨年度と比べ3,148人の増となっております。

次に、5ページの催し物利用状況はごらんのとおりであります。

次に、6ページ、7ページをごらんください。

本振興会が主催した事業であります。コンサート等6回、共催事業4回、映画が5回、計15回実施しております。

次に、8ページをごらんください。

収支決算書であります。

まず、収入の部であります。基本財産運用収入が9万3,000円、これは定期預金利息であります。

事業収入として、自主事業による入場料等収入が254万6,613円、刊行物等販売収入が30万8,880円、これは自販機売捌及び物品販売手数料であります。貸館利用料収入が819万8,100円で、合計1,105万3,593円であります。

雑収入が1万1,750円、公衆電話通話料等であります。

管理受託収入が4,950万円、これは、尾鷲市との委託契約に基づく収入であります。

前期繰越金が113万2,211円となり、説明欄に記載のとおり、事業費繰越金51万4,855円は、事業費として積み立てており、管理費積立金61万7,356円は補正予算に計上し、光熱水費等に充当しております。

以上、収入合計は6,179万554円であります。

なお、未収金の117万1,200円につきましての詳細は、12ページでご説明いたします。

次に、9ページの支出の部の事業費をごらんください。

これは、自主事業に係る経費であります。

このうち主なものとして、消耗品費は76万8,845円で、舞台照明用電球代等であります。

次に、印刷製本費61万9,075円は、ポスター、プログラム、チケット等の印刷代、賃借料149万4,641円は、映画フィルム料等であります。

委託費の717万2,200円は自主事業の委託料であります。

食糧費の5万9,200円は、出演者の食事代で、宣伝広告費41万5,800円は新聞広告掲載料等であります。

以上、事業費合計が1,073万7,561円であります。

なお、未払金につきましての詳細は、12ページでご説明いたします。

次に、10ページの管理費をごらんください。

この費用は、会館の維持管理に係る経費であります。

主なものは、職員1名の給料手当として678万1,237円、嘱託職員4名の臨時雇用賃金が945万455円あります。

修繕費116万3,090円につきましては、会館の修繕費として支出しております。

光熱水費は1,042万4,272円、会館設備保守点検の委託料は1,430万1,990円、決算合計が4,931万2,487円あります。

なお、未払金につきましての詳細は、12ページでご説明いたします。

次に、11ページをごらんください。

特定預金支出であります。

退職手当積立金支出の85万5,117円は、職員1名分の退職金積み立ての

経費であります。事業等積立金 51万4,855円は、前年度からの繰越金を積み立てたもので、特定預金支出額合計は136万9,972円であります。

支出額合計は6,142万200円、収入から支出を差し引きますと、収支差額37万534円となります。法人税等が7万6,400円となり、収支差額から差し引いた29万4,134円が次年度への繰越金となります。

次に、12ページをごらんください。

未収金、未払金、未払消費税の内訳であります。未収金117万1,200円は、吹奏楽部定期演奏会、確定申告相談会場の会館の利用が年度末であったため未収となっておりますが、既に収入済みであります。

未払金は明細のとおりですが、事業費、管理費、消費税等すべて支払い済みであります。

次に、13ページをごらんください。

貸借対照表であります。

資産の部はごらんのとおりで、流動資産と固定資産4,649万3,158円あります。

負債の部では、負債合計は774万788円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額が正味財産として3,875万2,370円あります。

次に、14ページ、15ページをごらんください。

正味財産増減計算書であります。

まず、経常増減の部であります。基本財産運用収益9万3,000円と事業収益1,105万3,593円、雑収益1万1,750円、管理受託収益4,950万円で、経常収益が6,065万8,343円あります。経常費用としては、事業費計1,073万7,561円に15ページの管理費計5,066万2,946円を加えた経常費用計が6,140万507円となり、当期経常増減額はマイナス74万2,164円あります。

当期経常増減額マイナス74万2,164円に一般正味財産期首残高3,949万4,534円を加えますと、正味財産期末残高は3,875万2,370円あります。

16ページをごらんください。

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳であります。

基本財産の定期預金3,000万円は、ごらんの銀行に預貯金されております。特定資産の普通預金は1,354万6,937円で、当期末残高合計は4,354

万6,937円であります。

18ページをごらんください。

財産目録であります。

資産合計で、流動資産として普通預金と未収預金の合計が148万7,503円、固定資産として基本財産の3,000万円と特定資産1,354万6,937円と、その他固定資産145万8,718円の固定資産合計は4,500万5,655円で、資産合計は4,649万3,158円であります。

負債の部では、流動負債として未払金等の合計が119万3,369円、固定負債として退職給与引当金654万7,419円、負債合計は774万788円であります。

資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,875万2,370円であります。

19ページから21ページは、先ほどご説明いたしました収支決算書を「公益法人会計における内部管理事項について」に示された様式で表記したものであります。

次に、22ページをごらんください。

収支計算書に対する注記で、ごらんのとおりでございます。

次に、23ページをごらんください。

5月18日に実施しました監査報告書であります。

続きまして、平成22年度事業計画及び予算についてご説明させていただきます。

1ページをごらんください。

平成22年度の基本方針はごらんのとおりであります。

2ページ、3ページをごらんください。

平成22年度事業計画であります。理事会の開催予定及び運営委員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

4ページをごらんください。

自主事業計画であります。本年度は、9月にジャズ、10月にコンサートを開催するほか、映画会5回、10月の尾鷲節コンクールの共催など、計13回の自主事業を計画しております。

次に、5ページをごらんください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、基本財産運用収入が定期預貯金利息の9万円、事業収入として入場料収入が510万円、刊行物等販売収入が30万円、貸館利用料が600万円、計1,140万円であります。

管理受託収入が4,950万円、これは尾鷲市との委託契約に基づく収入であります。収入合計は6,099万7,000円であります。

次に、6ページをごらんください。

支出の部、事業費であります。

これは、本振興会が実施します自主事業に係る経費であります。このうち主なものは、賃借料が184万5,000円、委託料が715万8,000円であり、予算合計は1,140万5,000円であります。

次に、7ページをごらんください。

管理費であります。

これは、会館の維持管理に関する経費であります。

本振興会が指定管理を受け3年目の最終年度となりますが、昨年度とほぼ同水準の予算計上となっております。

そのうち主なものは、給料手当が719万7,000円、福利厚生費が231万2,000円、臨時雇用賃金が4名分で898万8,000円を計上いたしております。光熱水費として972万円、浄化槽法定点検等の手数料として198万9,000円、会館の保守管理業務としての委託費が1,545万8,000円、合計が4,886万3,000円で、前年度と比べ12万9,000円の増となっております。

次に、8ページをごらんください。

特定預金支出であります。合計で72万9,000円であり、支出合計は6,099万7,000円であります。

9ページから13ページは、公益法人会計基準で表記したものであります。

また、14ページから16ページは、「公益法人会計における内部管理事項について」に示された3区分の様式で表記したものであります。

以上をもちまして、報告第9号「財団法人尾鷲文化振興会の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等について」のご説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑のある方は、報告案件であることにご留意の上、ご発言をお願いいたします。

13番、高村議員。

13番（高村泰徳議員） 開発公社のことについて、ちょっとお聞かせ願います。中央町の用地は個人に貸しておるように見えるんですが、それはどういうことでしょうか。これは事業用土地の内訳として載っておるもので、将来、市で何か使うんじゃないんでしょうか。このことを説明願います。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） お答えいたします。中央町用地でございますが、現在、現地をご覧の方はご存じかと思うんですけども、新築の医院の駐車場の横の用地でございますが、そもそも都市計画街路用地として先行取得したものでございますけども、都市計画街路事業が、その後、計画としては進んでおりませんので、今現在、ああした土地になっております。さらに土地としましては、そもそも市民の方々の公共の用地として取得したものでございますから、有効活用する必要があるという中で横の医院に貸し付けし、その収入を得ているという状況でございます。

議長（南靖久議員） 13番、高村議員。

13番（高村泰徳議員） わかりました。そしたら、土地の価格なんかは示されているんですけど、貸し賃なんかはわかりませんか。幾らで貸しておるのか。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 中央町用地の貸付料なんですけども、月額で6万2,420円で、年間使用料収入として74万9,040円で貸し付けております。

以上です。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 同じく報告第8号「財団法人尾鷲市開発公社の平成21年度決算及び平成22年度事業計画等について」から、先ほどのことで、高村議員の方から、これを貸していることについては、昨年の事業計画の中で示されておりますので理解はしますが、ただ、これまでも議会におきまして、この土地については有効利用をするべきではないかという指摘の同僚議員がたくさんあったわけですが、この土地につきましては、簿価が約200坪ぐらいで8,572万円相当します。現状の価格としてはかなり下がっておると思うんですけど、以前

にもこういった問題で、この取り扱いについてはアクシデントがあったんですけど、都市計画審議会におきまして、都市計画道路の見直しの中には、この手前の道路までが市役所前から廃止方向が認められ、もう既にパブリックコメントで市民の皆さんに公表されておるということは、廃止するという方向性が強いと思うんですね。今後、貸しておる土地を売却というか、借りておる人を中心に売却する考えがあるので、今年22年度いっぱいぐらい、手続的に廃止とかそういったものにはかかると思うんですけど、そういったことについてはどうなのかということだけお聞かせください。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） ご指摘のように、都市計画街路につきましては廃止の方向性でございますので、最終決定の上は、当該用地につきましては売却といったことも含めながらいろいろあたっていきたいと思えます。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 我々は、この開発公社につきましては、こういったときに質疑する以外は発言する機会というんですか、こういった外郭団体の取り扱いについては一般質問等でもできますが、質疑の中でもうちょっときっちりお答えしていただきたいというのは、この損益計算書に当たる正味財産増減計算書等々を見てもみますと、貸し付けすることによって土地使用料収入等がふえておりますから、これはいいことではないかなと思うんですけど、都市計画の見直しが、大幅に残す路線とかが明確になってきておりますし、もう既に何十年もたっており、そして今の尾鷲市の現状を考えると、果たしてこの開発公社そのものが要るのかどうかということをお聞かせいただきたく思います。

この開発公社を設置しておることによりまして、減価償却と、それから有価証券等々についても約九百四、五十万円、こういったように積み立てておるわけですね。これは、この減価償却が生きるのか生きないのかは別にしても、こういった約1,000万円ぐらいのお金というのも有効に考えられるというか、開発公社の持ち物でなく普通財産にすれば減価償却の必要等々もなくなりますから、余分にこういった財政を組まなくてもいいということがありますので、こういった新しい都市計画が認められた場合、この開発公社の扱いについて、基本的な考え方としてどのように考えを持っておるのか、副市長の答弁であれでしたら、市長がその辺は開発公社の存在をどうしていくのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） お答えさせていただきます。

当該開発公社につきましては、昭和37年に設立されたものでございますけども、当時の日本の状況を思い起こしていただきますと、高度経済成長の中で土地価格が高騰していると。そういう中で、公共事業も大きく推進していくという中で、土地が相当高騰してまいりました。ということで、先行取得が必要ということで、尾鷲市に限らず日本全国土地を先行取得するという制度が成り立ったわけでございます。その後、景気もこんな状況になっておりまして、その開発公社の先行取得という役割は相当薄らいできております。そういった中で、平成20年12月1日に、公益法人制度改革3法というのが施行になりまして、これによりますと、現在の財団法人、この尾鷲市の開発公社自体は、いわゆる民法34条法人でございますけども、これは平成25年11月30日までに財団を公益の財団法人あるいは一般財団法人のいずれかに移行しなければならないという法律でございます。公益といいますのは、公益性の非常に強いもの、特定の目的によるもの、それから一般につきましては、一般的な事業を行えるものといったものでございますが、そういった中で、当該公社の役割が薄くなってきておることを勘案しますと、その役割としては解散の方向に向かっておるんじゃないかなという形で考えています。最終的には理事会の方で決定されますので、大きな流れの中で、市としましてもそういったことの検討を加えていただきながら判断させていただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） さっきの方向性は理解しました。理事会等々につきましても、役員報酬については4万円弱という大きな金額でない中で、民間の方を踏まえてこの議論もしていただいておりますとは思いますが、そういった考えで、もうむだというか、尾鷲市の場合、宅地造成であるとか、そういったものの環境を見れば無理な状況にありますから、こういった余分な形をするような組織は見直しが必要じゃないかと。そのことによって、尾鷲市においては土地の価格に事務費を上乗せしていたのを凍結するために事業をやったんですけど、余分なことというか簿価を変更してしまって、その金額に同等するような金額が横領されたという不幸な事件があるんですけど、あわせて、こういった事件に関しまして、これの弁済については銀行等の絡みがありますが、この担当しておった職員の退職金について返還を求めるといったことがあったんですけど、これについて関係があるという

ことで、現状としてはどのような措置か、請求し続けているのかどうか、このことだけお伺いして質疑を終わりたいと思います。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（三木正尚君） 先ほどの三鬼議員の質問ですけれども、その後、担当課としては年に1回以上、本人と面談、面接をしていろいろお願いをしておるところですけれども、ただ、あれから以降の進展というのがないというのが今現在報告できる段階です。

以上です。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

11番、瀧中佳芳子議員。

11番（瀧中佳芳子議員） 財団法人尾鷲文化振興会の事業報告の方の6ページ、7ページの自主事業の一覧に関してご質問いたします。

全体に見まして入場者数が少ないように思うんです。やっぱりこういった事業は少しでも人に来ていただくことが大事なところではないのかなと思うんですけれども、全体を見まして、あそこは約900人の収容人数としましても、50%以上入場されているものがほとんど見受けられず、二つ、三つというあたりだと思うんですけれども、それに関して、どういったふうに対策というか、これからの計画をされているのか。やはり人が呼べる事業内容でなかったと見るのか、それとも入場に対する宣伝効果がなかったと思われるのか、その辺どういうふうに見られておりますか。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） お答えさせていただきます。そもそも文化振興会につきましては、今現在、尾鷲市の第6次の総合計画を策定しておりまして、さらに現在第5次が進行中でございます。その中で、文化・芸術の役割になるといった位置づけになっております。ということで、地域の文化をどのように振興していくかというのは大きな役割でございますけれども、そのほかに、これは振興会の方の自主事業でございますが、自主事業として、こういった市民の皆さんに楽しんでいただける事業としてお越しいただいているという事業を組んでおります。こちらにつきましては、確かに入場者数の多いもの、少ないものがございますけれども、やっぱり皆さんに、ある一つのことに特定して来ていただくというよりも、文化性の高い、それから啓発性の高いようなものも含めてグローバルに事業を組んでおるつもりでございますので、結果的に一部入場者数の少ないといったところは

出ております。なお、まだ結果は出ておりませんが、いろんな広報の中でもこういった催し物をしているということで皆さんにお知らせしておるんですけども、さらに今現在、お隣のまちにも来ていただけないかということで働きかけを行っております、お互いイベント情報なんかを交換しながら来ていただける範囲内でお客様に来ていただけるような形で、より広く見ていただけるというような形を組んでいきたいということで、今、協議中でございます。

議長（南靖久議員） 11番、濱中佳芳子議員。

11番（濱中佳芳子議員） 本当に見たいものであれば、それこそ県外からでも来られるのがこういう文化事業であると思いますので、幅広くいろんな方面への文化の志向性というのを調査されることも必要かと思えます。そんなあたりも含めて、今後入場者数、収入あるなしにかかわらず、たくさんの人に来ていただけるきっかけをつくれるようお願いしたいと思います。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

3番、端無徹也議員。

3番（端無徹也議員） 私も、この財団法人尾鷲文化振興会の平成21年度事業報告及び決算及び平成22年度の事業計画及び予算の中の収支決算書の中の記載について少しお尋ねします。

まず、この平成21年度の収支決算書の中の事業収入の細目の項の中に、入場料等収入と貸館利用料収入ということで、21年度の方は、入場料の方は、先ほどの濱中議員の質疑にもあったように、かなり入場者数が少ないということで収入が減っておるという状況が見てとれます。反対に、貸館利用の方が、当初の予算額よりかなり大幅にふえているというのも見てとれるんですけども、平成22年度の方の収支予算書の事業収入を見た場合、この入場料等収入と貸館利用料の収入の今年度の予算額が、前年度の予算額と同額で計上されているというか試算されているという根拠など、もしおわかりになれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川端直之君） ご質問にお答えいたします。

今のお話の予算につきましては、平成20年度から指定管理を受ける際に、指定管理の期間は3年間で受けております。3年分の内容が未確定のまま各年度に認められた予算を計上しておりますので、当初の事業計画に当たっては、その3年分、3年前に確定した数字として予算計上いたしておりますので、このような

予算計上となっております。

議長（南靖久議員） 3番、端無徹也議員。

3番（端無徹也議員） 確認になるんですけども、ということは、指定管理を新たに募集するときに、あらかじめこの予算額はこれでいきなさいということをも明記されているということによろしいんですか。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川端直之君） これは、公募した際に各応募団体から事業計画を受け取りまして、その業者を決定した段階で予算が決定されております。こちらから提示したのではなく、申請した団体の方から申請された額でございます。

議長（南靖久議員） 16番、真井紀夫議員。

16番（真井紀夫議員） 質疑と要望をまぜてお願いしたいと思うんですけど、きのう、戦没者追悼式に行って、文化会館の前まで行って、あれ、やっぱりと愕然としたんですけども、花壇が、ツツジがきれいに咲いておるんですけども、雑草がツツジ以上に生えまして、見る目全く汚らしいと、そんな感じを持ちましたので、二、三の方にお尋ねした。そしたら、市民の方々も、いつもあないなっていると、特に春から夏はひどいというようなことでしたけど、決算と予算の中にこの管理費はどんなふうに入っておりますか。その辺まずお願いをしたいということと、それからもう一つは、あの文化会館は建設してから十数年になりますかね。これは市民の方々からの要望でもあるかと思うんですけど、当初から貸館の利用料金が高いと、こう思っておったけども、まだ景気が当時よかったんですよ。最近になると高いのでなかなか利用しづらいと。せめて尾鷲市民が利用する場合には、もう少しその辺のところを考えてもらうことはできないだろうか。この貸館についての見直しがなされるのだろうか、そのような声を幾つかいただいております。

まず、この2点をお願いいたします。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） まず、質問の二つ目の方につきまして、先にご説明させていただきます。

貸館につきましては、市民の方にご利用いただいております。利用料金自体は一定の価格が決まっております。そういった中で、いろんなご意見もちょうだいする中で決めていきたいと思うんですけども、利用料金の考え方としま

しては、公益性と、それから応益性の二つの形があります。したがって、公益性といった観点では下げていくといった方向性が働きますし、受益性、本人の負担といった意味では一定の額を保って、その館を使用するに値する経費をちょうどいするといった二つのバランスをとる必要がございますので、こういったバランスをとりながら、再度いろいろご意見もお聞きしながら料金については検討していきたいと思います。また、この契約自体が平成24年から更新しますので、そういった中でも検討の一つにさせていただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（川端直之君） 除草の関係なんですけど、決算としてですが、年間10万円ほど上がっておりますけども、私は詳細については把握していないので明確な答えはできないんですが、もう少し明確に調査といいますか聞き取った上で、そういうことのないように努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。額としては11万円ほど見ております。

議長（南靖久議員） 16番、真井議員。

16番（真井紀夫議員） 先に貸館の方なんですけども、これは当初からの利用料金じゃないですかね。一度もこの十数年間見直しをせずに来ておるんじゃないかなと、こう思うんです。そこは文化・カルチャーの殿堂、本拠地でもあるんですけども、そういう意味では市民に大いに利用してもらおうと、また楽しんで利用してもらおうということに関しましては、かなり経済的な負担が重いということは当初からあったんですけど、その当時はまだ景気もそんなに悪くなかったのかと思うんですけども、ここ二、三年、特に経済状態も悪くなってきておるんですね、市民生活も。そういう意味の中において、せめて安らぎというんですか、そういう楽しみを提供すると。受益者負担とかどうとかと言うと、何か経済活動の殿堂みたいに聞こえるんですけども、そうじゃなくして、市民がなごやかに集える場所という意味におきまして、その辺の考え方を少し変えていただきたいなど、要望だけさせてもらっておきます。

それから、花壇の方ですけど、花壇はやっぱりきれいで清潔で見る目を楽しませてもらうというのか、そういう意味では、今はもう雑草の花壇になっていますね。これは見る人100人おったら100人ともそのように受けとめておりますけど、私はきのう行って、やっぱり以前と変わらんと思ったんですけども、やはり花壇をつくってあるんですから、多少経費はかかるだろうけれども、一応文化の本拠地ということであり、また市民の楽しむ場であるんですから、もう少

し清潔にきれいに管理してやっていただきたいと。費用のことはそちらでまたご検討いただいたらいいかと思うんですけど。

それからいま一つ、一昨日、私は久しぶりに、ちょくちょく行くんですけど、映画を見てきました。たまたまこの映画はどうなのかなと見ていったのが「孤高のメス」というお医者さんの映画でしたけれども、そしたら周囲の人は、いっぱいじゃなかったですけども、半分ぐらいしか入っていなかった。皆さんも涙、涙の、初めから終わりまでそんなような感動を呼ぶ映画でした。ぜひとも映画も感動を呼ぶような映画をこれからしっかりと上映してほしいなど、こう思ったものですから、これは要望ということでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

議題の件は報告でありますので、これをもって終結をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

以後、会期日程のとおり、明日 8 日から 10 日まで議案調査のため休会とし、11 日午前 10 時より本会議を開きますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前 11 時 23 分〕